

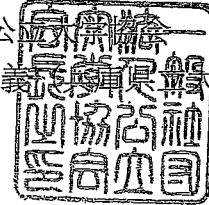


平成27年8月21日

総務大臣

高市 早苗 様

一般社団法人 公立大学協会の
会長 清原正義 (理事長)



公立大学振興に関する要望

公立大学は、我が国の高等教育の重要な一翼を担っており、現在86大学が「地域の知の拠点」として教育研究活動を積極的に展開しています。

こうした公立大学の果たすべき役割について整理を行い、公立大学が抱える課題について議論する場として、昨年度、総務省の呼びかけで、総務省、文部科学省、全国公立大学設置団体協議会、公立大学協会の4者と有識者による「公立大学の力を活かした地域活性化研究会」が発足し、公立大学に関わる課題について議論を重ねて「中間とりまとめ」(平成26年12月)が取りまとめられました。

これを踏まえ、総務省においては、現在取り組みを進めている地方創生政策の中で、特に公立大学については、地方公共団体が設置する大学として地域課題に取り組む使命を有するとして、地方自治体と公立大学との連携に関して格段の後押しをいただいているところです。

こうした動きをさらに進めると同時に、各設置団体において公立大学の資源を最大限に活用し、その力を活かした地域活性化政策が積極的に展開されるよう、公立大学の振興に関する要望をまとめましたので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項

1 公立大学に係る地方交付税措置等の充実

公立大学に係る地方交付税措置に関し、算入単価の確実な確保を行うこと。特に、公立大学の行う地域連携・地域貢献に関する設置団体の支援の取組みを十分に考慮すること。

2 公立大学の授業料減免措置の充実

経済的に困窮状況にある公立大学生の就学機会を確保するため、授業料減免に関して設置団体の負担に対する地方交付税措置を基準財政需要額算定において確実に行うこと。また引き続き、東日本大震災被災学生に対する減免分への支援を確実に継続すること。

3 地方独立行政法人法改正に関する要望

地方独立行政法人法施行から10年が経過し、現在同法の見直しの議論が開始されています。公立大学法人評価については、これまでの実質化の取組みと経験の蓄積を生かして、より効果的な評価を行うために、現在の制度的な枠組みを維持すること。一方で、公立大学法人が国立大学法人に比して運営上の制約があることについては、適切な改正の議論を進めること。

4 地方創生のための公立大学支援組織の構築の検討

公立大学が地域の知の拠点として、引き続き地方創生・地域活性化等に積極的に取り組むためには、「設置団体政策の充実」「公立大学法人評価を活用した設置団体と大学の意思疎通の向上」「設置団体と大学それぞれにおける研修体制等の構築」等が必要であると、公立大学の力を活かした地域活性化研究会「中間とりまとめ」において指摘されたことから、平成27年度の同研究会で引き続きこれらの課題について検討を進めています。

今後、今年度の研究会の検討を受けとめ、公立大学と設置団体を支援するための組織構築に向けての積極的な検討を行うこと。